

## 平成27年第5回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成27年6月25日(木)  
午前9時30分 から 午前10時25分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(15名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	山本政人	8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員( 0名)
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第86号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第4. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 野田尚之・局長補佐 田中 慎一・主幹 瀬形 茂

## 7. 会議の概要

### 1. 開 会

開会午前 9時30分

- |      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成27年第5回の農業委員会総会を開会致します。</p> <p>まずはじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。</p>   |
| 岡村会長 | <p>皆さん、おはようございます。先般の大雨で農作物や河川等にも被害がでたようでございます。被害に遭われた皆様にはお見舞い申し上げます。5月28日から全国農業委員会会長大会が日比谷公会堂で開催されましたので、私も出席して参りました。報告はその他の方で致します。安全保障関連法案が国会で審議中で、9月27日まで国会延長して審議されるようでございます。農業委員会改正法案や農協改正法案も審議中ではありますが、まだ成立の目途が立っておりません。農業委員会改正法が成立しますと、公選制から選任制に移行し、市町村長の選任で議会の承認を得て決定するようでございます。来年の4月に改正法が施行されますと、苓北町農業委員会の場合、今年12月が任期でございますが、現体制で3月まで継続して頂いて、4月に町長の選任で新しい委員の選出となるような見通しでございます。一応皆様方におつなぎをしておきます。</p> <p>本日の審議、よろしく願いいたします。</p> |
| 事務局  | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>本日は全員の方に出席いただいております。</p> <p>出席委員は15名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。</p>   |
| 議 長  | <p>はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。</p>  |

(はいの声あり)

議 長 それでは、14番の山下時義委員さんと、1番の田中安雄委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第2. 議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2. 議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は4ページから9ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町都呂々の畑14筆8,954㎡です。権利の種類は贈与による所有権移転で申請理由は後継者への贈与です。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断しております。  
以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

9番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

9番 この件につきましては金本高國さんと三千夫さんは親子関係にご  
ざいまして、都呂々在住ではございませんので、電話にて聞き取り  
を行いまして、現在のところ現地の3分の1程度はオリーブ・梅・  
野菜等々を栽培しているそうです。あと3分の2は荒れているわけ  
でございますが、今後開いていく予定とのこと。田については  
利用権設定をして貸付しておられますので、そのまま置くというこ  
とでございますけど、お父さんの高國さんが現在介護3になってお  
られて、高齢でもあられますし、農業自体ができないということ  
でございますので、贈与による所有権移転をしたいというお話しで  
ございますので、よろしくおとりはからい願います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。出来町となっておりますが、以  
前都呂々にお住まいだったとのことで、只今委員さんからご説明を  
いただいた訳でございます。この件につきましてご意見のある方は  
挙手をお願いいたします。

(ありません。の声あり)

議 長 はい。無いようでございますので、整理番号1についての賛成の  
方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番  
号1につきましては許可することと致します。

続きまして、議案第86号農用地利用集積計画の認定について、  
上程致します。それでは事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3. 議案第86号農用地利用集積計画の認定につい  
てご説明致します。

12ページをお開き下さい。

新規設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案  
記載の個人と苓北町農業協同組合です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載  
のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用

権の種類は賃借権のものと使用賃借権のものがございます。利用内容は普通畑、果樹がございます。

期間は3年6ヶ月です。

続きまして、13ページをお願いします。新規設定で2件ございます。利用権の設定を受ける者は個人（株式会社）です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は野菜です。期間は6年6ヶ月です。

続きまして、14ページをお開き下さい。転貸で5件ございます。新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 事務局等からその他事項について

1. 農地改良届けについて（2件）
2. 平成27年度「全国農業委員会会長大会」の報告について
3. 墓地の申請について水道環境課担当の吉田主事から説明
4. 熊本県農業共済組合からの推薦で苓北町農業委員会選任委員の山本委員さんの失職通知について
5. 町長と苓北町認定農業者との座談会の件について

次回農業委員会総会予定は

平成27年7月27日(月)午前9時30分から庁議室

議 長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成27年第5回総会を閉会いたします。

閉会午前10時25分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_